

土木工事監督技術マニュアル

令和元年7月

和歌山県 県土整備部

土木工事監督技術マニュアル

(目的)

第 1 条 この監督技術マニュアルは、和歌山県の所掌する土木工事の請負契約に係る監督技術マニュアルを示すことにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条

- (1)「監督」 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督員等」 監督員とは、主任監督員、監督員を総称していい、監督員等とは、監督員及び発注者支援技術員等を総称していう。
- (3)「所属長等」 所属長等とは、部長、副部長、検査員、担当課長、契約担当課長等を総称していう。
- (4)「監督の方法」 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会、把握、報告）を総称していう。
- ① 指 示 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - ② 承 諾 契約図書で明示した事項で、発注者若しくは監督員と受注者が書面により同意することをいう。
 - ③ 協 議 書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
 - ④ 通 知 監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
 - ⑤ 受 理 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - ⑥ 確 認 契約図書に示された事項について、監督員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
 - ⑦ 把 握 監督員等が、臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものでない。
 - ⑧ 立 会 契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
 - ⑨ 報 告 受注者からの、契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除等について、所属長等へ知らせることをいう。

(監督の実施)

第 3 条 監督員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄で「契」は、建設工事請負契約書を示し、「共仕」は、土木工事共通仕様書を示す。

土木工事監督技術マニュアル		
項目	業務内容	関連図書及び条項
1 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。 ① 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ② 施工体制台帳及び施工体系図の整備 ③ その他契約の履行上必要な事項	契 第 10 条 共仕 1-1-1-10
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により施工計画の概要を把握する。	共仕 1-1-1-4
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。	契 第 9 条 共仕 1-1-1-6
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。 ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ所属長等へ報告の上必要な決裁をとる。 ② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。	契 第 18 条 共仕 1-1-1-3
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	契 第 18 条 共仕 1-1-1-14

(6) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。	契 第 2 条
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの施工計画書や実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第 9 条 契 第 11 条 共仕 1-1-1-24
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条、第 21 条及び第 40 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕 1-1-1-15
(9) 所属長等への報告 1) 工事の中止及び工期の延期の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、速やかに所属長等と協議する。 ② 受注者から工期延期の申し出があった場合は、内容を調査の上、所属長等と協議する。	契 第 20 条 契 第 15 条 契 第 17~21 条 契 第 40 条
2) 一般的な工事目的等の損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、速やかに所属長等に報告し、指示のもと、その原因、損害の状況等を調査、報告する。	契 第 27 条
3) 天災その他の不可抗力による工事出来高部分等の損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、速やかに所属長等に報告し、指示のもと、その原因、損害の状況等を調査、報告する。 ② 損害額の負担請求内容について、所属長等と協議する。	契 第 29 条 契 第 29 条 共仕 1-1-1-38
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに所属長等に報告し、指示のもと、その原因、損害の状況等を調査、報告する。	契 第 28 条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合、品質及び出来形について所属長等の確認を受ける。	契 第 33 条 共仕 1-1-1-22
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前払金の請求があった場合は、工事出来形報告書に基づき出来高を確認し、所属長等の確認を受ける。	契 第 34 条

7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照書の作成を行い、所属長等の確認を受ける。	契 第 37 条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、所属長等と措置請求の協議を行う。	契 第 12 条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 契約書第 44 条第 1 項及び第 45 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、所属長等と措置請求の協議を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、所属長等と措置請求の協議を行う。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照書の作成を行ない、所属長等と協議を行う。</p>	契 第 44 条 契 第 45 条 契 第 46 条 契 第 47 条
2 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握 ③ 支給（貸与）品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査の立会 ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事用地等の把握 ⑦ その他必要な事項	共仕 1-1-1-37 共仕 1-1-1-16 共仕 1-1-1-35 契 第 16 条 共仕 1-1-1-7
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督員等の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会のうえ調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会、又は確認を行う。	契 第 13～14 条 共仕 2-1-2

(3) 工事施工の立会	設計図書において、監督員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。	契 第 14 条
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	設計図書に示された施工段階において別表 1 に基づき、臨場等により確認を行う。	共仕 1-1-1-24 共仕 3-1-1-6
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表 2 に基づき適宜臨場により把握を行う。	
(6) 改造請求及び破壊による確認	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書第 13 条第 2 項若しくは第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	契 第 9 条 契 第 17 条 契 第 17 条
(7) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、検査員等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を検査員等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置を行う。</p>	契 第 15 条 契 第 15 条
(8) 安全等の確保	工事の施工に当たって公衆の生命及び財産に関する危害等の防止並びに水利及び交通の安全の確保や、環境保全に努めるよう受注者に周知徹底させなければならない。	共仕 1-1-1-26

(9) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあたっては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあたっては、受注者が作成する再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により、リサイクルの実施状況を把握する。	共仕 1-1-1-18
3 円滑な施工の確保 (1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望などに対し必要な措置を行う。	
(2) 施工時期と施工時間	工事に関して、施工時期や施工時間について、受注者や関係機関との協議・調整等を行う。	共仕 1-1-1-36
(3) 関係機関との協議	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	
(4) 諸法令の遵守	建設業法、労働基準法、水質汚濁防止法等、諸法令を遵守し、これに違反することないように、受注者を指導する。	共仕 1-1-1-34
4 その他 (1) 現場発生品の処置	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	共仕 1-1-1-17
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	契 第 26 条
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況措置を調査し、所属長等と協議し、事業主管課及び技術調査課に報告する。	共仕 1-1-1-29
(4) 工事成績の評定	監督員は、工事完成のとき和歌山県県土整備部工事成績評定要領に基づき適正な工事成績の評定を行う。	
(5) 工事完成検査等の立会	原則として監督員は工事の完成、既済、中間の各段階における工事検査の立会を行う。	共仕 1-1-1-20-4

(6) 検査日の連絡	工事検査に先立って所属長等の指定する検査日を受注者に対して連絡する。	共仕 1-1-1-20-3
(7) 施工体制の点検	別に定める「工事現場における施工体制の点検要領」により施工体制を点検し、改善すべき事項があると認められた場合には必要な措置をとらなければならない。	
(8) 各種施策の推進	公共工事コスト縮減、建設副産物のリサイクルや各種施策を積極的に推進するとともに、所定の添付書類の作成または報告書等の提出を行わなければならない。	共仕 1-1-1-18
(9) 安全管理	現場監督業務に従事する場合は、保安帽を必ず着用するものとし、労働安全上支障とならない服装としなければならない。	
(10) 建設リサイクル法による事務手続（対象工事の場合のみ）	説明書及び契約用別紙 1 の確認・受理、通知書の提出及び再資源化等報告書の確認・受理を行う。	
(11) その他	ここに定めるもののほか、工事の監督について必要な事項については、所属長等と協議して定める。	

別表1

段階確認一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

1/4

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート工 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験矢板+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対立	一般：30%程度／1構造物 重点：60%程度／1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
護岸工	法覆工(覆工施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
重要構造物 函渠工 (樋門・樋官を含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
鋼 橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等	一般: 重点:1回/1構造物
ポストテンション T(I)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレキャスト製作工 PC ホロスラブ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁 製作工 PC 押し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ケーブル数 重点:10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ケーブル数 重点:20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般:1回/構造の変化毎 重点:3打設毎又は1回/構造の変化毎の頻度の多い方 ※重点監督:地山等級 D,Eのもの 一般監督:重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により確認
トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
鋼板巻立て工	フーチング定着 アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿 孔完了時	削孔長、径、間隔、 孔内状況	1回/1構造部
	鋼板取付け工、 固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー 完了時	施工図との照合 材片の組合せ精度	1回/1構造部
	現場溶接工	溶接前	仮付溶接前の開先面の清 掃と乾燥状況・材片の組 合せ状況、仮付け溶接の寸 法・外観状況	1回/1構造部
		溶接完了時	溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回/1構造部
		塗装完了時	外観状況	
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注) ・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目的)毎とする。

- ・ 一般監督: 重点監督以外の工事
- ・ 重点監督: 下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

別表2

施工状況把握一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

1/2

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースリール杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋官を含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンション T(I)桁 製作工 プレキャスト桁製作工 PC ホロスラブ製作 工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁 製作工 PC 押出し箱桁 製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時(支保工変化毎)	施工状況	一般：1回/支保工変化毎 重点：1回/支保工変化毎 ただし、最低10支保工毎 ※重点監督：地山等級 D,E のもの 一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2~3回/1工事
舗装工	路盤、基層、 表層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3000㎡

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

- ・ 1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
- ・ 一般監督:重点監督以外の工事
- ・ 重点監督:下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

<参考>

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。(重点監督という。)

なお、対象工事は下記のイ～ニのとおりとし、契約後すみやかに監督員が適用工種を定めるものとする。

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ・新技術活用パイロット工事

- ロ 施工条件が厳しい工事
 - ・鉄道又は現道上及び、最大支間長100m以上の橋梁工事
 - ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
 - ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
 - ・砂防ダム(堤体高30m以上)
 - ・軟弱地盤上での構造物
 - ・場所打PC橋
 - ・共同溝工事
 - ・ハイピア(躯体高30m以上)

- ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 - ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
 - ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

- ニ その他
 - ・低入札価格調査制度調査対象工事
 - ・所属長等が必要と認めた工事